

令和7年度『松阪市地域防災計画』の修正概要

【1】本市の防災行政を取り巻く課題と取り組み

南海トラフ地震への危機感は、令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や日向灘等における大規模地震の続発を契機に高まっています。こうした中、政府の地震調査委員会は令和7年9月に南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率を従来の「80%程度」から「60～90%程度以上」へ改訂しています。見直し後の確率評価は最も高い「Ⅲランク」に位置付けられており、南海トラフ地震発生の切迫性が高い状況にあるといえます。

本市の地震対策につきましては、津波緊急避難タワーの整備や、民間建物の津波緊急一時避難ビルの指定などにより、津波から命を守る避難場所の確保に取り組んでいます。また、倒壊の危険性が高い建物の所有者に対しては、耐震化や取り壊し、耐震シェルター設置に係る補助制度を通じて支援を行い、人的被害の減少を図っています。

さらに、能登半島地震の教訓を踏まえ、地域の拠点避難施設においては避難所生活の改善に向けて、資機材や備蓄品の充実を図るとともに、地域住民自らが避難所を円滑に開設できるよう、地震感知型の鍵保管ボックスの整備を進めています。

また、住民の災害に対する意識や地域防災力の向上のため、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところです。

令和8年5月からは新たな防災気象情報の運用が開始されます。市民が迷わず避難判断できるよう、5段階の警戒レベルと避難情報との関係を分かりやすく整理・周知するとともに、各地区の災害リスクに応じた防災啓発に継続して取り組んでまいります。

今後も、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画等の上位計画との整合性を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び見直しを行いながら、組織体制を整備し、自助・共助・公助が連携した防災施策を推進してまいります。

【2】修正等の主な項目・内容

■ビジョン編：第1章 松阪市の現況

4 市民の防災への意識【修正】（新旧対照表：No.1）

◆令和7年度「松阪市市民意識調査」（対象3,000人）における、防災対策関連の「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対して、「している」または「どちらかというとしている」と回答された方が44.9%の結果でありました。

調査結果を比較すると、令和6年度は令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により市民の災害への備えの意識が高まり、対前年度比12.6ポイント上昇の50.3%でしたが、令和7年度は、対前年度比5.4ポイントの減少となっており、防災意識は発災直後に高まり、時間の経過とともに低下する傾向が読み取れます。

また、政策の重要度で「防災対策」を「重要」「やや重要」と回答した方が、前年の 61.0% から 74.3%へと上昇しており、防災・減災対策のさらなる充実が求められています。

■行動計画編：第 1 章 自助・共助

(1) 災害リスクを知る【追記】(新旧対象表：No.2・4・6～8・11・13・14・17・18)

◆水防法に基づき、内水氾濫による浸水想定区域を設定したことを受け、本計画に「内水氾濫」を災害リスクに追加するとともに、作成された「内水ハザードマップ」を、本計画で取り扱うハザードマップのひとつとして追記します。

(2) 防災情報を知る【追記】(新旧対象表：No.3)

◆令和 8 年出水期より「新たな防災気象情報」の運用が開始されることを受け、「新たな防災気象情報」の概要について追記します。

■第 2 章：テーマ 3（災害の発生後にすべきこと）

(1) 3-1-9 受援体制の確保【追記】(新旧対象表：No.20)

◆応援要請をするにあたり、応援要員の宿泊等の受け入れ施設として松阪スポーツセンターを追記します。

(2) 3-2-2 災害救助法の適用要請【修正・追記】(新旧対象表：No.25)

◆法第 2 条第 1 項 4 号および法第 2 条第 2 項による災害救助法の適用を明記するとともに、災害救助法等の改正に基づいて修正・追記します。

(3) 3-2-8 給水対策【修正・追記】(新旧対照表：No.27)

◆災害時用給水栓の整備を行ったため、災害時用給水栓設置状況一覧を追記します。

■第 3 章：業務継続計画

(1) 6 必要資源の分析と対策 6-3 通信手段の確保【追記】(新旧対象表：No.30)

◆非常時の通信確保のため、新たに低軌道衛星インターネット通信機器スターリンク 4 式を導入配備したため、通信手段一覧に追記します。

■第 4 章：防災関係機関の災害対策

(1) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】(新旧対照表：No.32・33)

◆風水害、地震災害、津波災害対応体制における配備内容を一部修正します。

(2) 松阪警察署の災害対策【修正】(新旧対照表：No.35)

◆基本方針および警察の活動について一部修正します。